

消費税軽減税率制度のポイント

- 平成31年10月1日から、消費税率が10%に引上げられるとともに、一部の品目の税率を8%とする「軽減税率制度」が創設されます。
- 軽減税率の対象品目は、「種類・外食を除く飲食物品」「週2回以上発行で定期購読される新聞」です。
- 自社で取り扱っている商品を整理し、軽減税率の対象になるのか確認が必要です。

軽減税率対象品目

8%

生鮮食品

野菜、肉、魚、米、精米

加工食品+飲料

お菓子、パン、飲料

新聞

テイクアウト・持ち帰り・宅配は軽減税率!

線引きの不透明なグレーゾーンに注意!
お中元・お歳暮などのセット商品、コンビニのイートインなど

これは8%かな? 10%かな?

対象外

10%

外食

レストラン、レストラン等での食事

酒類

ビール、ワイン

その他

医薬品・医薬部外品、水道水

取り扱い品目の確認が必要

軽減税率対象品目と対象外の品目を両方取り扱っている事業者は、販売の際に税率の確認が必要になるため、特に注意が必要です。

【想定される業種】

- ・小売業（イートインスペースのあるパン屋、お酒の販売をしている弁当屋等）
- ・飲食店（出前を行っているそば屋、お土産のある寿司店等）

- 事業者は、軽減税率に対応した商品管理、請求書、区分した経理処理に基づく税額計算が必要となります。
- 税率（8%、10%）ごとの区分経理が難しい事業者には、簡易な税額計算方法が認められます。

軽減税率導入後の納税額計算のイメージ

売上税額

標準税率対象売上額 × 10%
+
軽減税率対象売上額 × 8%

仕入税額

標準税率対象仕入額 × 10%
+
軽減税率対象仕入額 × 8%

=

納税額

簡易な税額計算方法

- ・売上や仕入の一定割合を軽減税率取引とみなすことができます
- ・簡易課税の事後選択もできます

食品は8%、雑貨は10%に分けないとね

軽減税率に対応した請求書が必要!

請求書
発効日：平成31年10月25日

〇×食堂様 〇〇ストアー
東京都△△区◆◆町1-2-3
TEL: 03-1234-xxxx

今回ご請求額 15,340円

お買い上げいただきましてありがとうございます。
記載の通り、ご請求申し上げます。

日付	品目	区分	税込価格
10/14	食料品	※	3,240
	雑貨		2,200
10/15	食料品	※	5,940
	雑貨		3,960
		② 10%税率対象合計	6,160
		8%税率対象合計	9,180
		合計	15,340

① ※は軽減税率（8%）適用商品

請求書に①軽減税率の対象品目である旨と、②税率ごとに合計した対価の額を加える必要があります。

※税率等の記載がない場合は、売り手に確認する等のうえ、買い手が手書きで追記できます。

(注)平成35年10月からは登録番号や消費税額等を記載するインボイスの導入が予定されています。

補助金を活用してレジ・受発注システムを見直し、収益アップへ! 消費税軽減税率対策補助金活用セミナー

消費税率10%へ引き上げは、平成31年10月に延期されましたが、食料品など軽減税率対象商品を扱う事業者は、それまでに10%と8%を区分する複数税率に対応した**レジの導入**や**受発注システムの改修**が必要です。また平成35年10月から導入される「**適格請求書(インボイス)**」にも併せて準備しておきたいものです。

現在、国が軽減税率への対応が必要な中小企業・小規模事業者に対して、その経費の一部を補助する補助金制度があります。是非この機会に活用しませんか。

また、レジやPOSシステム、パッケージソフトなど、どれだけ活用できているでしょうか。事務の効率化や在庫や顧客管理による売上・収益アップにつなげるには、これらの機能をどのように活用していくのか今後の業務改善について検討してみましょう。

開催日時 平成28年**11月15日** 15:00~17:00

会場 津山鶴山ホテル 2階 (津山市東新町114-4)

セミナー ①「**レジ、システムの導入と軽減税率対策補助金の申請について**」

講師：東芝テック株式会社

- ・消費税軽減税率とは
- ・軽減税率対策補助金の概要と申請方法
- ・レジ機能を活用しよう

最新のレジやPOSシステムを展示し、体験していただけます。

②「**POSデータを業務改善に活用する**」

講師：中小企業診断士 片山 警二氏

- ・お店や会社をどのようにしたいのか戦略を持つ
- ・データを読み取り、データを活用するテクニック

片山 警二氏 プロフィール

昭和32年岡山市生まれ。昭和53年に国立津山工業高等専門学校機械工学科を卒業後、劇団に入団し、役者営業等に従事。昭和63年にITベンダー企業に入社。システム開発、経営企画、新規事業立ち上げ、営業等に従事。平成27年3月にファウンド・アクトを開業し、現在に至る。平成11年中小企業診断士登録。1級リテールマーケティング(販売士)、ITコーディネーター等の資格を保有。

得意分野：経営改善、経営革新、販売促進、生産性向上、情報戦略、IT活用等



受講料 **無料**

主催 / 津山商工会議所 協力 / 日笠商事(株)

問い合わせ・申込先

津山商工会議所・企業振興課 TEL. 0868-22-3141

FAX. 0868-23-5356

津山商工会議所 企業振興課 行

受講申込書

事業所名			
所在地	〒	-	TEL ()
参加者名		参加者名	

A型 複数税率対応のレジを導入する際の支援

複数税率対応レジの導入パターン

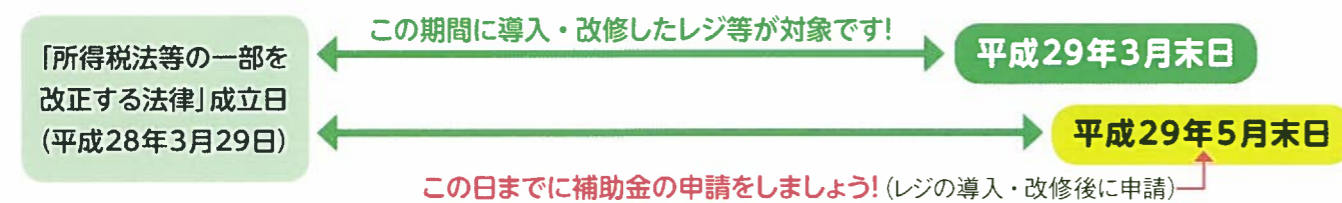
レジ・導入型 複数税率対応の機能を有するPOS機能のないレジを対象機器とし、その導入費用を補助対象とします。	レジ・改修型 複数税率非対応のレジを、対応レジに改修する場合の費用を補助対象とします。	モバイルPOSレジシステム 複数税率対応のレジ機能サービスをタブレット、PC、スマートフォンの汎用端末と、レシートプリンタを含む付属機器を組み合わせてレジとして利用する場合の導入費用を補助対象とします。	POSレジシステム POSレジシステムを複数税率に対応するように改修または導入する場合の費用を補助対象とします。
--	---	---	--

これらの導入パターンのすべてが補助金の対象となります

補助金制度の概要

概要	複数税率に対応するレジの新規導入や、既存レジの複数税率対応のための改修を支援します。(レジには、POS機能のないレジ、モバイルPOSレジシステム、POSレジシステムなどを含みます)
補助率	①導入費用が3万円未満の機器を1台のみ購入する場合：3/4 ②導入費用3万円以上の機器：2/3 ③タブレット等の汎用機器：1/2
補助額上限	レジ1台あたり20万円。さらに、新たに行う商品マスタの設定や機器設置に費用を要する場合は、1台あたり20万円を加算。複数台を導入する場合は、1事業者あたり200万円を上限。
補助対象	●レジ本体 ●レジ付属機器 (レシートプリンタ・キャッシュドローア・バーコードリーダー・クレジットカード決済端末・カスタマーディスプレイ等) ●機器設置に要する経費 (運搬費を含む) ●商品マスタの設定費用 ※リースの場合も対象です。また、具体的な対象機種等は、ホームページで公表します。
申請手続き	基本的には、申請書数枚と証拠書類で申請が可能です。また、申請者自身による申請に加え、ホームページで公表する一部のメーカー、販売店、ベンダーなどによる「代理申請制度」の利用が可能です。
申請のタイミング	機器購入後または改修完了後60日以内 (申請は随時受付を行っています)

補助金申請の対象期間



消費税軽減税率対策補助金の詳細については、ホームページをご確認ください。

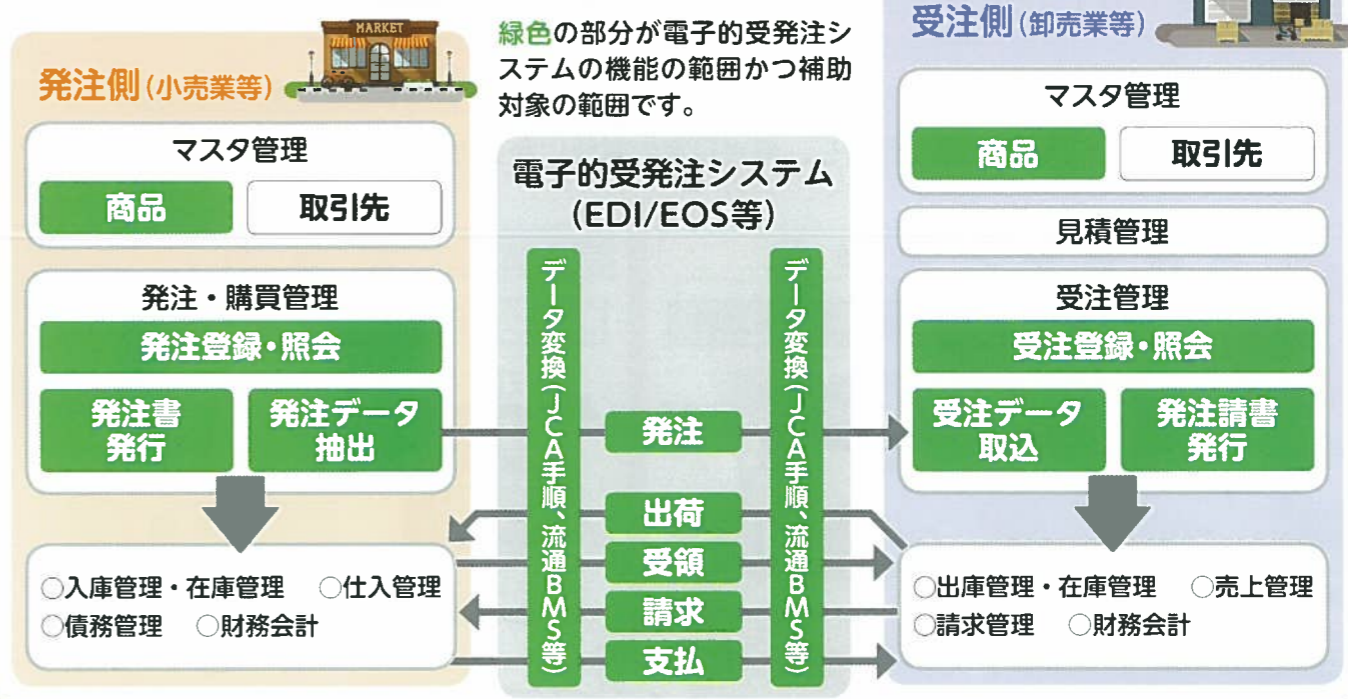
<http://kzt-hojo.jp/>

また、お電話でも問合せを受け付けております。
 軽減税率対策補助金事務局コールセンター (受付時間: 9時~17時 (土・日・祝除く) / 通話料有料)
 0570 (081) 222 (IP電話等からの番号 03 (6627) 1317)

お近くの商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会にもご相談ください。

受発注システムの改修に係る支援 B型

補助対象となる電子的受発注システムのイメージ



補助金制度の概要

概要	電子的な受発注システム (EDI/EOS等) を利用する事業者が、複数税率に対応するために必要となる機能の改修・入替を支援します。
補助率	2/3
補助額上限	小売事業者等の発注システムの場合：1000万円 卸売事業者等の受注システムの場合：150万円 発注システム・受注システム両方の場合：1000万円
補助対象	●複数税率電子的受発注データのフォーマットやコード等の改修 ●現在利用している電子的受発注システムから複数税率に対応したシステムへの入替 ●電子的受発注に必須となる商品マスタ、発注・購買管理、受注管理機能のうち、複数税率対応に伴い必要となる改修・入替 ※受発注管理とともに在庫管理、財務会計などが一体となったパッケージソフトやサービスについては、電子的受発注システムの機能を含むものであれば、支援対象とします。 ※リースの場合も対象です。
申請支援等	専門知識を必要とするシステムの改修のため、申請者に代わって、あらかじめ事務局が指定したシステムベンダーなどが、原則「代理申請」を行います。
申請のタイミング	システム改修・入替前 (申請は随時受付を行っています) ただし、パッケージ製品・サービスを自ら購入し導入する場合は導入後60日以内に申請

補助金申請の対象期間

